



引っ越しの際は各種届け出を



転入・転出・転居・世帯変更届は期限内に

転入届

- ・住所を定めた日から14日以内の届け出
- ・前住所地の市区町村からの転出証明書が必要
- ・マイナンバーカードを利用して転出届をした方は必ずカードを持参

転出届

- ・転出先住所および転出予定日が決まったら14日前から手続きできます。

転居届

- ・住み始めた日から14日以内に届け出

世帯変更届

- ・変更があった日から14日以内
- ※住所変更（転入・転居）の方はマイナンバーカード（お持ちの方）に新住所を裏書きしますので持参してください。
- ※窓口では、本人確認の書類が必要になります（顔写真付き免許証または資格確認書や年金手帳など2点以上の証明）。

繁忙期の窓口業務1時間延長

期 間 3月27日(金)～4月2日(木)

時 間 18時15分まで

窓 口 町民サービス課 戸籍係(1番窓口)

取扱業務

- ・転入届、転出届、転居届、世帯変更届、世帯合併届、世帯分離届の受理
- ・印鑑登録の受け付け
- ・諸証明の交付（住民票、戸籍謄抄本、印鑑登録証明書など）
- ・戸籍関係届書の受理（死亡届、出生届、婚姻届、離婚届など）
- ・マイナンバーカード交付、電子証明書更新

住民票・印鑑証明の事前予約制

平日に電話で交付の予約をすると、休日に日直室で受け取ることができます。

住民票 本人か同一世帯の方

印鑑証明 印鑑登録している本人のみ

問い合わせ先：町民サービス課 戸籍係 ☎82-2674

大型ごみや家電4品目の出し方

引っ越しなどで一度にごみが大量に出る場合は、ごみステーションに出さな
いで環境衛生センターに直接持ち込むか、収集許可業者に依頼してください。
※環境衛生センターの利用については12月号に掲載しています。



【収集許可業者(町HP)】

ベッドやタンス、自転車など大型ごみの捨て方

- ① 回収依頼⇒ ごみ処理券（1枚160円）を貼って白老清掃（82-2319）に申し込む。
- ② 直接搬入⇒ 環境衛生センターに直接持ち込む。

エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機の捨て方

家電リサイクル法で決められているため、町のごみ収集に出すことはできません。
家電の種類やメーカー、大きさにより、リサイクル手数料がかかります。

- ① 回収依頼⇒ 家電取扱店か白老清掃に問い合わせる。
※別途運搬料金がかかります。
- ② 直接搬入⇒ 郵便局で手続きをして、指定引き取り場所（町外）へ搬入する。
※指定引き取り場所などはごみ分別辞典を確認してください。

問い合わせ先：町民サービス課 環境係 ☎82-2265